

(別記様式第1号)

(様式3)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	与論町

## 与論町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名：与論町役場産業課

所在地：鹿児島県大島郡与論町茶花 1418 番地 1

電話番号：0997-97-4924

FAX番号：0997-97-4197

メールアドレス：sangyou@town.yoron.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	キジ、カラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	与論町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
キジ	野菜（スイートコーン等）	0.04 ha	(85 千円)
	小計	0.04 ha	(85 千円)
カラス	野菜（スイートコーン）	0.02 ha	(30 千円)
	小計	0.02 ha	(30 千円)
合計		0.06 ha	(115 千円)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>1 キジ 町内全域に生息域を拡大しており、年間を通してスイートコーン・インゲン・野菜等の食害が発生している。</p> <p>2 カラス これまで、カラスによる農作物被害は小規模であったが、近年、町内全域に生息域を拡大しており、生育期から収穫期にかけてスイートコーンの食害が発生している。また畜産農家からは、年間を通して肉用牛の濃厚飼料袋に穴をあけられる等被害報告がある。</p>
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和 5 年度)		目標値 (令和 9 年度)	
キジ	0.04 ha	(85 千円)	0.03 ha	(60 千円)
カラス	0.02 ha	(30 千円)	0.01 ha	(21 千円)
合 計	0.06 ha	(115 千円)	0.04 ha	(81 千円)

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	キジ 空気銃による駆除・卵の採取 カラス 空気銃による駆除 【町単独事業】 捕獲された有害鳥獣の買取 (キジ卵:150 円、カラス 10,000 円)	カラスについては増加数に対して駆除数が追いついていないため、巣の撤去も検討していく。
防護柵の設置等に関する取組	整備実績なし	本町における対象鳥獣であるキジやカラスは防護柵で防げるものではない。
生息環境管理その他の取組	取組なし	

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

地域住民が主体となった鳥獣被害対策の推進を図るため、鳥獣の生態や習性及び侵入防止方法を周知するなど啓発活動を実施する。  
また、従事者の確保・育成に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地域住民に対し週報などでカラスの生息位置の情報提供を求め、巣の撤去と成鳥の駆除を実施する。  
また、町の猟友会だけでは捕獲目標を達成できない場合、群島内の猟友会への捕獲依頼を検討するほか、農林水産省が指定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや環境省の鳥獣プロデータバンク等を活用し、専門家と協力しより効果的な対策を図ることにより個体数の調整を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。  
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	キジ カラス	猟友会と連携しつつ、狩猟免許の取得を推進し、捕獲従事者の確保・育成を図る。 また、カラス・キジの卵については町が買取りを実施し捕獲の推進を図る。
8年度	キジ カラス	猟友会と連携しつつ、狩猟免許の取得を推進し、捕獲従事者の確保・育成を図る。 また、カラス・キジの卵については町が買取りを実施し捕獲の推進を図る。
	キジ	猟友会と連携しつつ、狩猟免許の取得を推進し、

9年度	カラス	捕獲従事者の確保・育成を図る。 また、カラス・キジの卵については町が買取りを実施し捕獲の推進を図る。
-----	-----	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
1	<p><b>キジ</b></p> <p>有害捕獲活動の効果により被害は減少傾向の上、直近年度においては成鳥の捕獲実績もないが、依然として町内全域の農地にてスイートコーン・インゲンを中心に被害が発生していることから、農作物の被害軽減を図るため、町内全域を対象に捕獲計画数を成鳥 50 羽、卵 1,000 個とする。</p>
2	<p><b>カラス</b></p> <p>本町には元々生息していなかったが、ここ約 10 年間で急激に個体数を増やしており、令和 4 年度から 5 年度の 2 年間には 20 羽の捕獲が行われた。これ以上の被害増加を食い止めるため、町内全域を対象に捕獲計画数を成鳥 50 羽、卵 100 個とする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等					
	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
キジ	成鳥	50 羽	成鳥	50 羽	成鳥	50 羽
	卵	1,000 個	卵	1,000 個	卵	1,000 個
カラス	成鳥	50 羽	成鳥	50 羽	成鳥	50 羽
	卵	100 個	卵	100 個	卵	100 個

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>カラス、キジについては、4 月 1 日～10 月 31 日の期間で捕獲指示・許可期間を設定し、銃器を用いて捕獲する。</p> <p>また、卵については、原則として 4 月 1 日から 7 月 30 日まで許可期間を設定し、採卵によって捕獲する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし			

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	キジ カラス	農地等周辺環境の整備を進め、対象鳥獣が住みづらい環境づくりに努める。
8年度	キジ カラス	農地等周辺環境の整備を進め、対象鳥獣が住みづらい環境づくりに努める。
9年度	キジ カラス	農地等周辺環境の整備を進め、対象鳥獣が住みづらい環境づくりに努める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

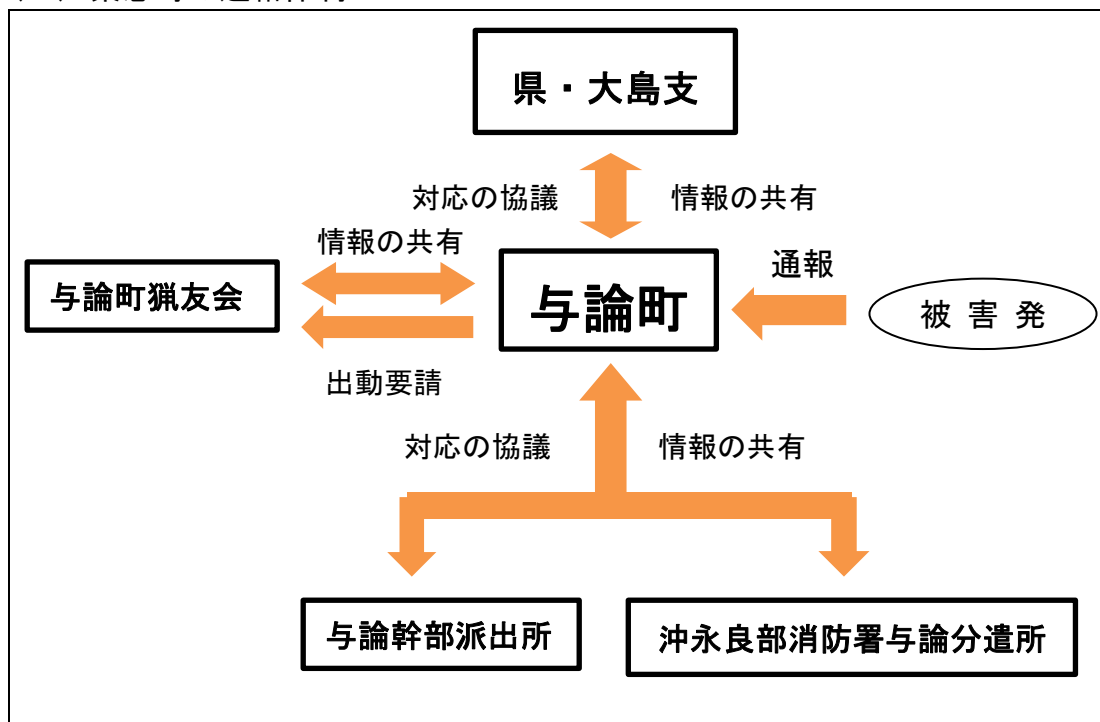
関係機関等の名称	役割
与論町産業振興課	被害調査・住民への周知・関係機関との連絡調整
与論町猟友会	被害調査及び捕獲の実施
与論幹部派出所	住民の安全確保対策
鹿児島県大島支庁	国等との連絡調整及び情報提供
沖永良部消防署与論分遣所	住民の安全確保対策

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣及び卵は、与論町産業振興課職員が確認したのち、適切な施設で焼却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

町内に加工場がないため該当無し

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	与論町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
与論町産業課	協議会の運営及び被害対策の啓発
与論町猟友会	有害鳥獣の捕獲・生息状況の把握
与論幹部派出所	捕獲に関する安全管理
あまみ農協与論事業本部	被害状況等の情報提供及び営農指導
自治公民館連絡協議会	集落代表として協議会への意見等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県（大島支庁）	有害鳥獣関連の情報提供，被害防止技術の情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

被害防止計画作成経過	
計画作成年度	公表年月日
平成30年度（1期）	平成31年3月28日
令和3年度（2期）	令和4年3月30日
令和6年度（3期）	令和7年3月31日